

令和 年度 児童手当現況届についてのお知らせ

5 令和8年 *月 *日

1 111-1111
2 高松市高松町高松1234番地1
高松ハイツ101号室

3 高松 太郎 様

[illegible]

この届出は、令和 年6月1日現在における状況を記入し、児童手当を引き続き受給する要件(子の監護や生計関係)を満たしているか確認するためのものです。

「児童手当現況届 兼 同意書」(以下:現況届)の提出がない場合は、令和 年6月分以降の児童手当を受けられなくなります。

裏面の「別紙〈記入見本〉」を参照して記入してください。

受付期間	令和 年6月 日()～令和 年6月 日() 令和 年8月の定期支給日に支給を受けるためには受付期間内に提出する必要があります。
提出先	高松市役所 6階26番窓口 こども家庭課 又は 総合センター・支所・市民サービスセンター (瓦町FLAG8階) ※窓口受付は、「平日の午前8時30分から午後5時まで」です。 ※市民サービスセンターは、「平日の午前10時から午後8時まで、土・日・祝日の午前10時から午後6時30分まで(年末年始を除く)」です。また、市民サービスセンターは取次ぎのみです。記入・添付書類等の案内はできませんので御注意ください。 ※出張所(コミュニティセンター)に提出することはできませんので御注意ください。 ※郵送の場合は、「高松市役所こども家庭課」へ送付してください。
提出物	児童手当現況届 兼 同意書 ※昨年、一昨年の現況届未提出の方は併せて提出してください。 未提出のまま2年が経過すると時効により受給事由が消滅となります。
添付書類	「現況届(裏面)現況届に添付する書類について」に記載のとおり ※該当者のみ必要です。現況届と一緒に提出してください。

注意事項

①令和 年6月1日現在の状況を記入してください。

5月31日までに市外に転出(予定)された方… 今回の現況届は「提出不要」です。転出予定日の翌日から起算して15日以内に転出先で新規認定請求の手続きをしてください。

6月1日以降に市外に転出(予定)された方…現況届は「**本市への提出が必要**」です。併せて転出予定日の翌日から起算して15日以内に転出先で新規認定請求の手続きをしてください。

②太枠内に必要事項をボールペン(消せるボールペンは不可)で記入してください。

③字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

④令和 年5月以降に申請された内容は、現況届に反映されていない場合がありますので、追記・訂正してください。

⑤現況届は、記入漏れや添付書類に不備がある場合、審査を進めることができません。「現況届(裏面) 現況届に添付する書類について」を確認の上、提出してください。

⑥所得状況等により、受給者変更の手続が必要な場合があります。(必要な方については本市から連絡いたします。)

裏面も確認してください。

お問い合わせ先

高松市役所 こども家庭課 児童手当担当
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
TEL(087)839-2353

受給者番号

6 12345678

令和7年度 児童手当現況届 兼 同意書

(宛先) 高松市役所

児童手当制度は、児童を養育している人(児童手当の届出がある人)の名前を記入してください。
児童手当の届出がない人、受給者及び配偶者の所得の状況等、
地方自治体へ送付する書類に添付することとなります。

1 受給者(生計中心者)

※ 前年度と異なる場合は「変更」を記入してください。

フリガナ	タカ マツ タロウ	性別	男	生年月日	令和7年6月10日	提出した人	① 受給者本人 ② 配偶者 ③ その他(配偶者)
氏名	高松 太郎	生年月日	昭和50年10月10日	住所	高松市番町一丁目8番15号 △△マンションA-101	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)	090-XXXX-XXXX
現在居住する住所	令和7年1月1日現在 ① 高松市 ② その他(▲▲市)	所得申告した場所	① 高松市 ② その他(▲▲市)	加入している年金等の種別	① 会社員(勤務先: 〇〇大学) ② 公務員(勤務先: 〇〇大学) ③ 自営業・無業・その他()	加入している年金等の種別	① 国民年金 ② 厚生年金 ③ その他()

2 配偶者

※ 前年度と異なる場合は「変更」を記入してください。

フリガナ	タカ マツ ハナコ	生年月日	昭和50年10月10日	住所	高松市番町一丁目8番15号 △△マンションA-101	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)	080-XXXX-XXXX
氏名	高松 花子	生年月日	昭和50年10月10日	住所	高松市番町一丁目8番15号 △△マンションA-101	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)	080-XXXX-XXXX
現在居住する住所	令和7年1月1日現在 ① 高松市 ② その他(▲▲市)	所得申告した場所	① 高松市 ② その他(▲▲市)	加入している年金等の種別	① 会社員(勤務先: 〇〇大学) ② 公務員(勤務先: 〇〇大学) ③ 自営業・無業・その他()	加入している年金等の種別	① 国民年金 ② 厚生年金 ③ その他()

3 平成15年4月2日～平成19年4月1日に生まれた子(算定対象者)及び平成19年4月2日以降に生まれた児童(支給対象児童)

※ 前年度と異なる場合は「変更」を記入してください。

1	高松 太郎	生年月日	平成15年4月10日	住所	高松市番町一丁目8番15号 △△マンションA-101	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)	080-XXXX-XXXX
2	高松 太郎	生年月日	平成17年5月15日	住所	高松市番町一丁目8番15号 △△マンションA-101	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)	080-XXXX-XXXX
3	高松 太郎	生年月日	平成19年6月10日	住所	高松市番町一丁目8番15号 △△マンションA-101	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)	080-XXXX-XXXX
4	高松 まつ子	生年月日	令和5年7月15日	住所	高松市番町一丁目8番15号 △△マンションA-101	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)	080-XXXX-XXXX

記入見本

提出年月日 この届を窓口に出した日又は郵送した日を記入してください。

提出した人 この届を窓口に出した人又は郵送した人に○をつけてください。

1 受給者(生計中心者)

氏名	児童を養育している人(児童手当の届出がある人)の名前を記入してください。
携帯電話番号等	必ず記入してください。
令和7年1月1日現在の住所	該当するものに○をつけてください。「その他」の場合は市町村まで記入してください。※例:〇〇市
所得申告した場所	該当するものに○をつけてください。「1」「2」の場合は勤務先まで記入してください。
職業	加入している年金等の種別が「ア」「イ」「エ」の場合は「1」を、「オ」の場合は「2」を選択してください。
加入している年金等の種別	該当するものに○をつけてください。

2 配偶者

配偶者の有無	配偶者(夫・妻)の状況について記入してください。
携帯電話番号等	記入してください。
住所	受給者と住所が異なる場合、2に○をつけ、別居先の住所を記入してください。
令和7年1月1日現在の住所	該当するものに○をつけてください。「その他」の場合は市町村まで記入してください。※例:〇〇市
所得申告した場所	該当するものに○をつけてください。「1」「2」の場合は勤務先まで記入してください。
職業	加入している年金等の種別が「ア」「イ」「エ」の場合は「1」を、「オ」の場合は「2」を選択してください。
加入している年金等の種別	該当するものに○をつけてください。

3 平成15年4月2日～平成19年4月1日に生まれた子(算定対象者)及び平成19年4月2日以降に生まれた児童(支給対象児童)

子の氏名	子の人数の増・減があるときは、手書きで修正するとともに「届出改定請求書・算定届」を一緒に提出してください。 ※例:新しく生まれた第3子を追加するなど
住所	住民票上、同居が別居が○をつけてください。 海外留学の場合、出国年月を記入してください。
住所	高校生年代以下の児童の住所が受給者と異なる場合は、親の「4別居監護中児童」の欄に記入してください。
算定対象者は1、支給対象児童は2に○をつけてください。	
算定対象者を含む3人以上の子を養育しており、児童手当(生計費負担)が「有」の場合、「算定対象者」を「有」に記入してください。	
監護相当	同居し日常生活上の世話・必要な保護をしている場合は「有」 上記に該当しない場合は「無」
生計費負担	算定対象者が受給者の収入により日常生活の全部又は一部を担っており、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合は「有」(例:生活費(食費、家賃等)、学費等) 上記に該当しない場合は「無」
監護の有無	児童の置養を見ている場合は「有」 施設入所等により児童の置養を見ない場合は「無」
生計関係	父母が受給者の場合は「同一」 祖父母などが受給者の場合は「維持」

令和 年度 児童手当現況届 兼 同意書

(宛先)高松市長

児童手当現況届 兼 同意書を提出します。
受給資格の確認のために受給者及び配偶者の所得の状況を、
地方税法に基づく課税台帳により確認することに同意します。

提出年月日 令和 年 月 日

提出した人 ① 受給者本人 ② 配偶者
③ その他(姓):)

1 受給者(生計中心者) 前同申請された項目に「※」を表示しています。

フリガナ	性別	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)
氏 名	7 男	- -
生年月日	8 昭和50年 1月 1日	2 住所 高松市高松町高松1234番地1 高松ハイツ101号室
令和 年1月1日 現在の住所	① 高松市 ② その他()	所得申告した場所 ① 高松市 ② その他()
職 業	① 会社員(勤務先:) ② 公務員(勤務先:) ③ 自営業・無職・その他()	
加入している年金等の種類	9 ア 厚生年金保険 * 11 ウ 国家公務員共済(勤務先:) 13 オ 国民年金 10 イ 私立学校教職員共済 12 エ 地方公務員等共済(勤務先:) 14 カ その他	

2 配偶者 前同申請された項目に「※」を表示しています。

配偶者の有無	フリガナ	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)
有・無	配偶者氏 名	- -
住 所	15 ① 受給者と同じ * ② 受給者と別	16 別居先住所
令和 年1月1日 現在の住所	① 高松市 ② その他()	所得申告した場所 ① 高松市 ② その他()
職 業	① 会社員(勤務先:) ② 公務員(勤務先:) ③ 自営業・無職・その他()	

3 平成 年4月2日～平成 年4月1日に生まれた子[算定対象者] 及び
平成 年4月2日以降に生まれた児童[支給対象児童] 前同申請された項目に「※」を表示しています。

17 1	18 子の氏名 高松 たか子	続柄 子	居住 同居・別居・海外留学()	20 生年月日 平成16年 3月 3日	21 ① 受給者と同じ * ② 受給者と別	22 別居先住所(支給対象児童は別居監護 申立書(裏面)が必要)	① [算定対象者] 監護相当 有・無 生計費負担 有・無 ② [支給対象児童] 監護 有・無 生計関係 同一・維持
23 2	24 子の氏名 高松 まつ子	続柄 子	居住 同居・別居・海外留学()	25 生年月日 平成20年 5月 5日	26 ① 受給者と同じ * ② 受給者と別	27 別居先住所(支給対象児童は別居監護 申立書(裏面)が必要)	① [算定対象者] 監護相当 有・無 生計費負担 有・無 ② [支給対象児童] 監護 有・無 生計関係 同一・維持
29 3	30 子の氏名 高松 一郎	続柄 子	居住 同居・別居・海外留学()	31 生年月日 平成24年 7月 7日	32 ① 受給者と同じ * ② 受給者と別	33 別居先住所(支給対象児童は別居監護 申立書(裏面)が必要)	① [算定対象者] 監護相当 有・無 生計費負担 有・無 ② [支給対象児童] 監護 有・無 生計関係 同一・維持
35 4	36 子の氏名 高松 二郎	続柄 子	居住 同居・別居・海外留学()	37 生年月日 平成28年 9月 9日	38 ① 受給者と同じ * ② 受給者と別	39 別居先住所(支給対象児童は別居監護 申立書(裏面)が必要)	① [算定対象者] 監護相当 有・無 生計費負担 有・無 ② [支給対象児童] 監護 有・無 生計関係 同一・維持
41 5	42 子の氏名 高松 三郎	続柄 子	居住 同居・別居・海外留学()	43 生年月日 令和 5年11月11日	44 ① 受給者と同じ * ② 受給者と別	45 別居先住所(支給対象児童は別居監護 申立書(裏面)が必要)	① [算定対象者] 監護相当 有・無 生計費負担 有・無 ② [支給対象児童] 監護 有・無 生計関係 同一・維持

裏面も確認してください。

47



6 受給者番号 12345678

市役所使用欄

受付をした職員が
必ずチェック

【記入内容】 □提出年月日、提出者欄 □「4 別居監護申立書」 □「5 年金加入証明書」

【添付書類】 □「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写し □「監護相当・生計費の負担についての確認書」 □その他()

受付者

受付確認年月日 令和 年 月 日

4 別居監護申立書

受給者と高校生年代以下の児童の住所が異なる場合は、この欄への記入が必要です。

受給者氏名	
次の児童は下記の理由により、現在同居していませんが、 監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持している ことを申し立てます。	
別居の児童の氏名	
別居の理由	1 仕事の都合上、単身赴任をしているため 2 児童の進学、通学(通園、通所)のため 3 その他

5 年金加入証明書

受給者本人が、6月1日時点で国家公務員共済及び地方公務員等共済組合加入者で、3歳未満の児童を養育している場合、「医療保険の加入関係が確認できるもの」が必要です。
「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写しの添付ができない場合、この欄への勤務先の証明が必要です。

次のとおり年金に加入していることを証明します。	
氏 名	
加入制度名	共済組合
6月1日時点の事業所 での加入年月日	年 月 日
	令和 年 月 日
事業所所在地 事業所名称 代表者又は責任者	(印)

現況届に添付する書類について

マイナンバー制度による情報連携により審査に必要な情報を確認できる場合、「所得課税証明書」、「子の住民票」及び「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写し等の添付を省略できます。ただし、下記の場合については引き続き書類の添付が必要です。

① 受給者と高校生年代以下の児童が別居の場合

例) 単身赴任、児童の進学等

上記「4 別居監護申立書」への記入が必要です。

② 国家公務員共済及び地方公務員等共済組合加入者で、3歳未満の児童を養育している場合

例) 受給者の勤務先: 日本郵政、香川大学、高松病院等

受給者本人の「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写しの添付又は上記「5 年金加入証明書」への勤務先の証明が必要です。

③ 算定対象者を含む、3人以上の子を養育している場合

「現況届」と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

④ 養育している子の人数が増える場合

例) 第2子出生、施設送所等

「現況届」に対象となる子を手書きで加え、併せて「**額改定認定請求書**」(・「監護相当・生計費の負担についての確認書」)の提出が必要です。

※手続済みの場合を除き、現況届に通知しただけでは増額されません。

⑤ 養育している子の人数が減る場合

例) 子が拘禁された、施設入所等

「現況届」の**対象となる子の欄を抹消し**、併せて「**額改定届**」の提出が必要です。

⑥ 令和7年6月1日以降、支給要件に該当しなくなった場合

例) 子を養育しなくなった、受給者が公務員になった、受給者が拘禁された等

「現況届」と併せて「**受給事由消滅届**」の提出が必要です。

※③～⑥の書類は、窓口に掲示しているほか、本市のホームページからダウンロードできます。

よくあるお問い合わせ

Q1: 「監護」とはどういう意味ですか?

A1: 一般的に、普段から子の面倒を見ているかどうかを意味します。

Q2: 先日増額の手続をしたのに、その子が印字されていないのはなぜですか?

A2: 現況届作成日の関係で印字されていない場合があります。手続済みの方は別途手続をする必要はありません。(現況届に追加記入してください。)

Q3: 3人以上の子を養育しています。支給対象でない大学生年代の子も印字されていますがなぜですか?

A3: 第3子加算の対象となる児童を数える際、22歳到達後、最初の3月31日までの子を含めて人数を数えるためです。

Q4: 窓口に行く以外の方法でも提出できますか?

A4: ①郵送又は②電子申請が可能です。

①こども家庭課に**到着した日が申請日となります**ので御注意ください。また、郵送料は各自で負担してください。

②マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書用暗証番号(数字4桁)、署名用電子証明書用暗証番号(英数字6～16文字)及びスマートフォン等が必要です。詳しくは「ぴったリサービス」で検索してください。

※不備等のある場合は、後日連絡いたしますので御対応ください。また、別途窓口で必要書類を提出していただく場合があります。

Q5: 6月末までに提出できそうにありません。提出が遅れるとどうなりますか?

A5: 提出が遅れると6月分以降の手当の支給が遅れますので、期限内に提出をお願いします。未提出のまま2年が経過すると、時効により手当が受けられなくなります。

令和 年度 児童手当現況届 兼 同意書

お子様が6人以上いらっしゃるご家庭については、記入欄の都合上、「児童手当現況届 兼 同意書」が2枚になります。
この場合(2枚目)の印字位置は次のとおりです。

年 月 日
受給者本人 (2) 配偶者
(3) その他(続柄:)

1 受給者(生計中心者) 前同申請された項目に「※」を表示しています。

フリガナ 氏 名	性 別	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)
8	7	-
生年月日	住 所	
令和 年1月1日 現在の住所	1 高松市 2 その他()	所得申告した場所 1 高松市 2 その他()
職 業	1 会社員(勤務先:) 2 公務員(勤務先:) 3 自営業・無職・その他()	
加入している年金等の種類	9 ア 厚生年金保険 11 ウ 国家公務員共済(勤務先:) 13 オ 国民年金 10 イ 私立学校教職員共済 12 エ 地方公務員等共済(勤務先:) 14 カ その他	

2 配偶者 前同申請された項目に「※」を表示しています。

配偶者の有無 (有・無)	フリガナ 配 偶 者 氏 名	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)
15	16	-
住 所	1 受給者と同じ 2 受給者と別	別居先住所
令和 年1月1日 現在の住所	1 高松市 2 その他()	所得申告した場所 1 高松市 2 その他()
職 業	1 会社員(勤務先:) 2 公務員(勤務先:) 3 自営業・無職・その他()	

3 平成 年4月2日～平成 年4月1日に生まれた子[算定対象者] 及び 平成 年4月2日以降に生まれた児童[支給対象児童] 前同申請された項目に「※」を表示しています。

48	49	子の氏名	続柄	居住	同居・別居・海外留学(年 月～)	1 [算定対象者]
	50	生年月日	51	住所	1 受給者と同じ 2 受給者と別	別居先 [支給対象児童]は別居監護住所(中立書(裏面)が必要)
54	55	子の氏名	続柄	居住	同居・別居・海外留学(年 月～)	1 [算定対象者]
	56	生年月日	57	住所	1 受給者と同じ 2 受給者と別	別居先 [支給対象児童]は別居監護住所(中立書(裏面)が必要)
60	61	子の氏名	続柄	居住	同居・別居・海外留学(年 月～)	1 [算定対象者]
	62	生年月日	63	住所	1 受給者と同じ 2 受給者と別	別居先 [支給対象児童]は別居監護住所(中立書(裏面)が必要)
66	67	子の氏名	続柄	居住	同居・別居・海外留学(年 月～)	1 [算定対象者]
	68	生年月日	69	住所	1 受給者と同じ 2 受給者と別	別居先 [支給対象児童]は別居監護住所(中立書(裏面)が必要)
72	73	子の氏名	続柄	居住	同居・別居・海外留学(年 月～)	1 [算定対象者]
	74	生年月日	75	住所	1 受給者と同じ 2 受給者と別	別居先 [支給対象児童]は別居監護住所(中立書(裏面)が必要)

裏面も確認してください。

6 受給者番号 12345678

市役所使用欄

交付した職員が必ずチェック	【記入内容】 □提出年月日、提出者欄 □「4 別居監護中立書」 □「5 年金加入証明書」 【添付書類】 □「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写し □「監護相当・生計費の負担についての確認書」 □その他()
交付者	交付確認年月日 令和 年 月 日

4 別居監護申立書

受給者と高校生年代以下の児童の住所が異なる場合は、この欄への記入が必要です。

受給者氏名	
次の児童は下記の理由により、現在同居していませんが、 監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持している ことを申し立てます。	
別居の児童の氏名	
別居の理由	1 仕事の都合上、単身赴任をしているため 2 児童の進学、通学(通園、通所)のため 3 その他

5 年金加入証明書

受給者本人が、6月1日時点で国家公務員共済及び地方公務員等共済組合加入者で、3歳未満の児童を養育している場合、「医療保険の加入関係が確認できるもの」が必要です。
「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写しの添付ができない場合、この欄への勤務先の証明が必要です。

次のとおり年金に加入していることを証明します。			
氏名			
加入制度名	共済組合		
6月1日時点の事業所での加入年月日	年	月	日
	令和	年	月 日
事業所所在地 事業所名称 代表者又は責任者	印		

現況届に添付する書類について

マイナンバー制度による情報連携により審査に必要な情報を確認できる場合、「所得課税証明書」、「子の住民票」及び「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写し等の添付を省略できます。ただし、下記の場合については引き続き書類の添付が必要です。

① 受給者と高校生年代以下の児童が別居の場合

例) 単身赴任、児童の進学等

上記「4 別居監護申立書」への記入が必要です。

② 国家公務員共済及び地方公務員等共済組合加入者で、3歳未満の児童を養育している場合

例) 受給者の勤務先: 日本郵政、香川大学、高松病院等

受給者本人の「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写しの添付又は上記「5 年金加入証明書」への勤務先の証明が必要です。

③ 算定対象者を含む、3人以上の子を養育している場合

「現況届」と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

④ 養育している子の人数が増える場合

例) 第2子出生、施設送所等

「現況届」に対象となる子を手書きで加え、併せて「**額改定認定請求書**」(・「監護相当・生計費の負担についての確認書」)の提出が必要です。

※手続済みの場合を除き、現況届に通知しただけでは増額されません。

⑤ 養育している子の人数が減る場合

例) 子が拘禁された、施設入所等

「現況届」の**対象となる子の欄を抹消し**、併せて「**額改定届**」の提出が必要です。

⑥ 令和7年6月1日以降、支給要件に該当しなくなった場合

例) 子を養育しなくなった、受給者が公務員になった、受給者が拘禁された等

「現況届」と併せて「**受給事由消滅届**」の提出が必要です。

※③～⑥の書類は、窓口に掲示しているほか、本市のホームページからダウンロードできます。

よくあるお問い合わせ

Q1: 「監護」とはどういう意味ですか?

A1: 一般的に、普段から子の面倒を見ているかどうかを意味します。

Q2: 先日増額の手続きをしたのに、その子が印字されていないのはなぜですか?

A2: 現況届作成日の関係で印字されていない場合があります。**手続済みの方は別途**手続をする必要はありません。(現況届に追加記入してください。)

Q3: 3人以上の子を養育しています。支給対象でない大学生年代の子も印字されていますがなぜですか?

A3: 第3子加算の対象となる児童を数える際、22歳到達後、最初の3月31日までの子を含めて人数を数えるためです。

Q4: 窓口に行く以外の方法でも提出できますか?

A4: ①郵送又は②電子申請が可能です。

①こども家庭課に**到着した日が申請日となります**ので御注意ください。また、郵送料は各自で負担してください。

②マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書用暗証番号(数字4桁)、署名用電子証明書用暗証番号(英数字6～16文字)及びスマートフォン等が必要です。詳しくは「**ぴったリサービス**」で検索してください。

※不備等のある場合は、後日連絡いたしますので御対応ください。また、別途窓口で必要書類を提出していただく場合があります。

Q5: 6月末までに提出できそうにありません。提出が遅れるとどうなりますか?

A5: 提出が遅れると6月分以降の手当の支給が遅れますので、期限内に提出をお願いします。未提出のまま2年が経過すると、時効により手当が受けられなくなります。

令和 年度 児童手当現況届 兼 同意書

お子様が11人以上いらっしゃるご家庭については、記入欄の都合上、「児童手当現況届 兼 同意書」が3枚になります。
この場合(3枚目)の印字位置は次のとおりです。

1 受給者(生計中心者)

前同申請された項目に「※」を表示しています。

フリガナ	性別	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)
氏名	7	-
生年月日	住所	
令和 年1月1日 現在の住所	1 高松市 2 その他()	所得申告した場所 1 高松市 2 その他()
職 業	1 会社員(勤務先:) 2 公務員(勤務先:) 3 自営業・無職・その他()	
加入している年金等の種類	9 ア 厚生年金保険 11 ウ 国家公務員共済(勤務先:) 13 オ 国民年金 10 イ 私立学校教職員共済 12 エ 地方公務員等共済(勤務先:) 14 カ その他	

2 配偶者

前同申請された項目に「※」を表示しています。

配偶者の有無	フリガナ	携帯電話番号等(日中連絡の取れるところ)
有・無	配偶者氏名	-
住 所	1 受給者と同じ 2 受給者と別	別居先住所
令和 年1月1日 現在の住所	1 高松市 2 その他()	所得申告した場所 1 高松市 2 その他()
職 業	1 会社員(勤務先:) 2 公務員(勤務先:) 3 自営業・無職・その他()	

3 平成 年4月2日～平成 年4月1日に生まれた子[算定対象者] 及び 平成 年4月2日以降に生まれた児童[支給対象児童]

前同申請された項目に「※」を表示しています。

79	子の氏名	続柄	居住 同居・別居・海外留学(年 月～)	1 [算定対象者]
80	生年月日	81	住所 1 受給者と同じ 2 受給者と別	別居先 [支給対象児童]は別居監護住所(中立書(裏面)が必要)
82		83		監護相当 有・無 生計費負担 有・無
84		85		2 [支給対象児童]
86		87		監護 有・無 生計関係 同一・維持
88		89		
90		91		
92		93		
94		95		
96		97		
98		99		
100		101		
102		103		
104		105		
106		107		

裏面も確認してください。

6 受給者番号 12345678

市役所使用欄

交付した職員が必ずチェック	【記入内容】 □提出年月日、提出者欄 □「4 別居監護中立書」 □「5 年金加入証明書」 【添付書類】 □「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写し □「監護相当・生計費の負担についての確認書」 □その他()
交付者	交付確認年月日 令和 年 月 日

4 別居監護申立書

受給者と高校生年代以下の児童の住所が異なる場合は、この欄への記入が必要です。

受給者氏名	
次の児童は下記の理由により、現在同居していませんが、 監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持している ことを申し立てます。	
別居の児童の氏名	
別居の理由	1 仕事の都合上、単身赴任をしているため 2 児童の進学、通学(通園、通所)のため 3 その他

5 年金加入証明書

受給者本人が、6月1日時点で国家公務員共済及び地方公務員等共済組合加入者で、3歳未満の児童を養育している場合、「医療保険の加入関係が確認できるもの」が必要です。
「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写しの添付ができない場合、この欄への勤務先の証明が必要です。

次のとおり年金に加入していることを証明します。			
氏名			
加入制度名	共済組合		
6月1日時点の事業所での加入年月日	年	月	日
	令和	年	月 日
事業所所在地 事業所名称 代表者又は責任者	印		

現況届に添付する書類について

マイナンバー制度による情報連携により審査に必要な情報を確認できる場合、「所得課税証明書」、「子の住民票」及び「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写し等の添付を省略できます。ただし、下記の場合については引き続き書類の添付が必要です。

① 受給者と高校生年代以下の児童が別居の場合

例) 単身赴任、児童の進学等

上記「4 別居監護申立書」への記入が必要です。

② 国家公務員共済及び地方公務員等共済組合加入者で、3歳未満の児童を養育している場合

例) 受給者の勤務先: 日本郵政、香川大学、高松病院等

受給者本人の「医療保険の加入関係が確認できるもの」の写しの添付又は上記「5 年金加入証明書」への勤務先の証明が必要です。

③ 算定対象者を含む、3人以上の子を養育している場合

「現況届」と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

④ 養育している子の人数が増える場合

例) 第2子出生、施設送所等

「現況届」に対象となる子を手書きで加え、併せて「**額改定認定請求書**」(・「監護相当・生計費の負担についての確認書」)の提出が必要です。

※手続済みの場合を除き、現況届に通知しただけでは増額されません。

⑤ 養育している子の人数が減る場合

例) 子が拘禁された、施設入所等

「現況届」の**対象となる子の欄を抹消し**、併せて「**額改定届**」の提出が必要です。

⑥ 令和7年6月1日以降、支給要件に該当しなくなった場合

例) 子を養育しなくなった、受給者が公務員になった、受給者が拘禁された等

「現況届」と併せて「**受給事由消滅届**」の提出が必要です。

※③～⑥の書類は、窓口に掲示しているほか、本市のホームページからダウンロードできます。

よくあるお問い合わせ

Q1: 「監護」とはどういう意味ですか?

A1: 一般的に、普段から子の面倒を見ているかどうかを意味します。

Q2: 先日増額の手続きをしたのに、その子が印字されていないのはなぜですか?

A2: 現況届作成日の関係で印字されていない場合があります。**手続済みの方は別途**手続きをする必要はありません。(現況届に追加記入してください。)

Q3: 3人以上の子を養育しています。支給対象でない大学生年代の子も印字されていますがなぜですか?

A3: 第3子加算の対象となる児童を数える際、22歳到達後、最初の3月31日までの子を含めて人数を数えるためです。

Q4: 窓口に行く以外の方法でも提出できますか?

A4: ①郵送又は②電子申請が可能です。

①こども家庭課に**到着した日が申請日となります**ので御注意ください。また、郵送料は各自で負担してください。

②マイナンバーカード、利用者証明用電子証明書用暗証番号(数字4桁)、署名用電子証明書用暗証番号(英数字6～16文字)及びスマートフォン等が必要です。詳しくは「**ぴったリサービス**」で検索してください。

※不備等のある場合は、後日連絡いたしますので御対応ください。また、別途窓口で必要書類を提出していただく場合があります。

Q5: 6月末までに提出できそうにありません。提出が遅れるとどうなりますか?

A5: 提出が遅れると6月分以降の手当の支給が遅れますので、期限内に提出をお願いします。未提出のまま2年が経過すると、時効により手当が受けられなくなります。

(別紙)

17

18

(令和 8 年 10 月定期支払 令和 8 年 10 月 9 日)

支払期間	19 令和 8 年 8 月分から 20 令和 8 年 9 月分まで
支払金額	21 115,000 円

22

23

(令和 8 年 12 月定期支払 令和 8 年 12 月 10 日)

支払期間	24 令和 8 年 10 月分から 25 令和 8 年 11 月分まで
支払金額	26 115,000 円

27

28

(令和 9 年 2 月定期支払 令和 9 年 2 月 10 日)

支払期間	29 令和 8 年 12 月分から 30 令和 9 年 1 月分まで
支払金額	31 115,000 円

32

33

(令和 9 年 4 月定期支払 令和 9 年 4 月 9 日)

支払期間	34 令和 9 年 2 月分から 35 令和 9 年 3 月分まで
支払金額	36 115,000 円

37

38

(令和 9 年 6 月定期支払 令和 9 年 6 月 10 日)

支払期間	39 令和 9 年 4 月分から 40 令和 9 年 5 月分まで
支払金額	41 115,000 円

42

43

(令和 9 年 8 月定期支払 令和 9 年 8 月 10 日)

支払期間	44 令和 9 年 6 月分から 45 令和 9 年 7 月分まで
支払金額	46 115,000 円

(注)

児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当等の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 7 項若しくは第 8 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当等から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当等の支払金額となります。